

**平成30年7月5日からの大雨災害（平成30年7月豪雨）に
対応した融資制度②**

項 目	内 容
資 金 名	セーフティネット資金（国指定）
対 象 者	<p>県内に事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者、組合等で、中小企業信用保険法（以下「法」という。）第2条第5項第4号（セーフティネット保証4号）に該当するものとして、事業所の所在地を管轄する市長の認定を受けた中小企業者、組合等</p> <p>〔セーフティネット保証4号の対象要件〕 次の各号に該当すること。</p> <p>1 法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定（※）を受けた地域において1年以上継続して事業を行っていること。</p> <p>2 法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定（※）を受けた災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比べて20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べて20%以上減少することが見込まれること。</p> <p>※ 経済産業大臣の指定は、近日中に行われる見込み。 （対象予定地域） 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町</p>
資 金 使 途	運転資金及び設備資金
融 資 限 度 額	<p>中小企業者 8,000万円</p> <p>組 合 等 1億6,000万円</p>
融 資 期 間	<p>運転資金 10年以内（据置1年以内）</p> <p>設備資金 10年以内（据置3年以内）</p>
融 資 利 率 (平成30年4月1日現在)	固定金利 1.1%
信 用 保 証	すべて広島県信用保証協会の保証（経営安定関連保証）付きとする。 保証料率は、年0.7%。
担 保 ・ 保 証 人	担保は、取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。 保証人は、法人の代表者を除き、原則不要。
取 扱 金 融 機 関	商工組合中央金庫、広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行、鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行、みずほ銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、信用組合広島商銀、朝銀西信用組合、笠岡信用組合
申 込 方 法	融資を希望する方は、セーフティネット保証4号に該当する特定中小企業者である旨の市長の認定書を添付して、取扱金融機関に申し込んでください。

【お問い合わせ先】 広島県商工労働局 経営革新課 (TEL) 082-513-3321

≫広島県ホームページ

「平成30年7月5日からの大雨等による災害に係る被災中小企業者等に対する金融支援について」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/300705saigai-kinyushien300709.html>